

**彩都・中部地区に関わる提案型市場調査検討会の会議の公開
及び同要領の制定について**

彩都・中部地区に関わる提案型市場調査検討会（以下「検討会」という。）の会議（以下「検討会議」という。）を**原則公開**する。

ただし、検討会議が次のいずれかに該当する場合、会長は当該会議を公開しないことができる。

- (1) 大阪府情報公開条例第8条又は第9条の規定に該当する情報に関し審議する場合
- (2) 検討会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

なお、検討会議の公開に伴い『彩都・中部地区に関わる提案型市場調査検討会の「会議の公開」に関する要領』を別添のとおり定める。

彩都・中部地区に関わる提案型市場調査検討会の「会議の公開」に関する要領

(目的)

第1条 大阪府情報公開条例の趣旨を踏まえ、「彩都・中部地区に関わる提案型市場調査検討会（以下「検討会」という。）」の会議（以下「検討会議」という。）を公開することにより、その審議状況を府民に明らかにし、検討会のより公正な運営の確保に資するとともに、府民参加による府政の推進に寄与することを目的とする。

(会議公開の基準)

第2条 検討会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (3) 検討会議において大阪府情報公開条例第8条又は第9条の規定に該当する情報に関し審議する場合
- (4) 検討会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

(公開・非公開の決定)

第3条 前条ただし書きに規定する検討会議の公開・非公開の決定は、個々の会議ごとに検討会会長（以下「会長」という。）が当該会議に諮って行うものとする。ただし、同一の会議の審議事項の一部が前条の規定に該当するときは、個々の審議事項ごとに公開・非公開の決定を行うものとする。

- 2 検討会議の途中において審議の状況等から必要が生じた場合は、当該会議を途中から非公開とすることができる。

(公開の方法等)

第4条 会長は、公開で行う会議については、会場に一定の傍聴席を設け、府民に傍聴を認めるものとし、報道機関の取材活動についても十分配慮するものとする。

(会議開催の周知)

第5条 会議開催の周知は彩都（国際文化公園都市）建設推進協議会のホームページなどを活用し、会議開催の日時が確定後速やかに行うものとする。

(傍聴定員)

第6条 検討会の傍聴定員は、原則として10名以内とする。

(傍聴者の受付及び決定)

第7条 傍聴者の受付は検討会開会45分前から開始し、開会15分前に終了するものとする。

2 傍聴希望者が定員を超えた場合は、受付した者の中から抽選により決定するものとする。ただし、開会15分前に定員に達していない場合は、先着順にて会議開会前まで受付けるものとする。

(傍聴者の遵守すべき事項)

第8条 傍聴者は、次の事項について遵守するものとする。

- (1) 検討会事務局から交付された傍聴プレートを明確に識別できる箇所に掲示すること。
- (2) 定められた傍聴席で、静粛に傍聴すること。
- (3) 拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) その他議事運営に支障となる行為を行わないこと。

(検討会の会場の秩序保持)

第9条 傍聴者は会長の指示に従わなければならない。

2 傍聴者が、この傍聴要領に違反したとき、会長は、直ちに違反を制止する。なお、傍聴者が静止に従わないとき、会長は、直ちに当該傍聴者を検討会会場から退場させることができる。

(その他の疑義等)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は会長が検討会に諮って決定するものとする。

附則

1 この要領は平成20年5月23日から施行する。